

兵庫県外で「利用される方」へ

姫路市の産後ケア事業は、兵庫県外の対象の実施機関で利用できます。償還払いとなります。



1. 利用には申請が必要です

申請は、姫路市ホームページ内の「利用申請フォーム」から電子申請 もしくは、保健センター窓口でできます。

2. 受付確認後、2週間ほどで「利用券」が自宅に郵送で届きます。

利用する時は、実施機関に申請確認のためお持ちください。利用は申請日から可能です。

※妊娠中に申請される方へ

- ・利用券の発行は出産後になりますので、出産後はすみやかに「みらいえ」に出産日をお知らせください。また、利用券送付先が現住所以外に希望される場合は、出産日の連絡時にお伝えください。
- ・利用券が届くまでに産後ケア事業を利用する場合、承認通知書を実施機関にお持ちください。

3. 利用できる実施機関

産後ケア事業の実施機関として所在地等の区市町村が承認している事業所が対象です。

確認方法：実施機関所在地等の市町村ホームページや担当課へ電話等でご確認ください。

4. 利用の流れ

①産後ケア事業対象の実施機関を予約

②利用時に必要な物（その他必要な物は予約の実施機関に確認ください）

- ・利用券 ・母子健康手帳
- ・利用状況報告書・内訳書（実施機関記載用）

※当市ホームページよりダウンロードできます。印刷してご持参下さい

③実施機関にお伝えいただきたいこと

産後ケア事業の利用方法は市町によって異なります。姫路市ホームページ内の『兵庫県外で利用される実施機関の方へ』をご確認いただくようお願いください。

④ケア後、お支払いは一旦全額自己負担してください。

姫路市で償還払いの手続き後、助成額分が還付されます。

還付額は、市の助成金額に基づき算定します。実施機関でお支払いした全額は還付されません。

⑤実施機関から利用状況報告書・内訳書と領収書を必ずお受け取り下さい。

償還払いの手続きに必要です。

5. 償還払いの手続きについて

- ・受付期限 出産後1年1か月まで
- ・受付場所 担当の保健センターが窓口です
- ・手続きに必要なもの 「利用券」「利用状況報告書・内訳書」「領収書」「利用者本人名義の通帳写し」「相手方登録申出書(姫路市ホームページからダウンロードできます)」「印鑑」
- ・振込について 提出書類を市で確認し、手続き日から2～3か月後、本人指定の口座へ振り込みます。

姫路市産後ケア事業
ホームページはこちら



【産後ケア事業の問い合わせ先】

こどもの未来健康支援センター「みらいえ」

電話(079)263-7863